

# 愛知の伝統野菜の広報媒体原稿の取扱い

## 1 基本コンセプト

- 導入期の関心と試用を促進させるツール -

県が制作した伝統野菜の広報媒体原稿は、本県の伝統野菜を手段として、県民及び生産者に対して広く本県の野菜というカテゴリーやそれが生産される地域に関心と親しみを持ち、伝統野菜という異なった製品形態による新たな需要開拓を通じ、本県産の野菜全体の生産あるいは消費を促す効果を期待する導入期の基礎的なツールとして、県内生産者及び消費者等、幅広い層をターゲットにする。

## 2 版下制作及び初版印刷

愛知県が所定の手続きを経て版下制作・印刷する。

## 3 使用方法

### (1) 直接使用

ア 市町村、県、農業団体等に対して、利活用を促進するための広報資料として配布する。

イ 県が関係するイベントにおいて広報資料として不特定多数の参加者に配布する。

ウ 広報資料として県民からの申し込みに対して配布する。

### (2) 間接使用（提供）

県が作成した伝統野菜の広報媒体原稿を使用したい場合は、愛知県農林水産部園芸農産課に相談を行い、当該原稿の版を有する印刷業者を通じて、各使用者が印刷、使用する。